四　代理人による開示等の請求等の場合

開示等の請求等をする者が、未成年、成年被後見人等の本人の法定代理人、本人から委任を受けた本人が指定した任意代理人である場合、第２号に掲げる書類のほか、次の書類を郵送させるものとする。

①　代理権を確認するための書類

ア　法定代理人の場合

(ｱ)　未成年の場合

本人の戸籍抄本又は扶養家族が記入された保険証（写）

(ｲ)　成年被後見人の場合

後見登記等に関する法律第10条に規定する登記証明事項

イ　任意代理人の場合

委任状（別紙11）及び本人の印鑑登録証明書

②　代理人の本人確認をするための本人確認書類

代理人について第２号に掲げる本人確認書類を求める。

2　協会は、開示等の請求等を受け付けたときは、当該受け付けをした日から起算して１週間以内に、請求に係る可否について決定する。

3　協会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をする旨決定したとき又は全部又はその一部を除いた部分について開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をする旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、「保有個人データ開示等決定通知書」（別紙12）の送付により通知する。

4　協会は、開示等の請求等のあった保有個人データの利用目的の通知をしない旨決定したとき又は全部について、開示、訂正等若しくは利用停止等若しくは第三者提供の停止をしない旨決定したときは、請求者である本人又は代理人に対し、「保有個人データ不開示等決定通知書」（別紙13）の送付により通知する。

5　協会は、第３項の「保有個人データ開示等決定通知書」（別紙12）及び前項の「保有個人データ不開示等決定通知書」（別紙13）が請求者である本人又は代理人に対して２週間以内に送付するよう努めるものとする。

（苦情処理）

第37条　協会は、協会における保有個人データの取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2　苦情処理に関する協会の態勢整備は、第10条に定めるところに従う。

（個人情報保護宣言の策定）

第38条　協会は、次の事項を含む個人情報保護宣言を策定し、協会のホームページへの掲載、事務所における掲示等により、公表するものとする。

一　個人情報保護への取組方針

①　本規程及び関係法令を遵守すること

②　個人情報を目的外に利用しないこと

③　個人情報の保護に関する苦情処理に適切に取り組むこと

二　個人情報の利用目的の通知・公表等の手続

三　保有個人データの開示等の手続等、個人情報の取扱いに関する諸手続

四　個人情報の取扱いに関する質問及び苦情処理の窓口

第５章　個人データの委託の取扱い

（委託先における安全管理措置）

第39条　協会が、個人データの全部又は一部を委託する場合には、協会自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、委託業務の所管部門の個人情報部門責任者が必要かつ適切な監督を行うものとする。

2　前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。

一　委託先の適切な選定

二　委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結

三　委託先における個人データの取扱状況の把握

3　前項第１号の「委託先の適切な選定」に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」で委託元に求められるものと同等であることを確認するため、同ガイドライン「８（(別添）講ずべき安全管理措置の内容)」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。

4　第２項第３号の「委託先における個人データの取扱状況の把握」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。なお、外国にある第三者に委託をする場合には、別紙７（「適切かつ合理的な方法」及び「法第４章第１節の規定の趣旨に沿った措置」）に定める規定等も盛り込むものとする。

一　秘密保持義務に関する規定

二　事業所内からの個人データの持出しの禁止

三　個人データの目的外利用の禁止

四　再委託における条件

五　漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定

六　委託契約終了後の個人データの返却又は廃棄に関する規定

七　従業者に対する監督・教育に関する規定

八　契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定

九　個人データを取り扱う従業者の明確化に関する規定

十　委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

5　協会は、委託先の管理については、委託業務の所管部門を責任部署とする。

6　協会は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、必要に応じてモニタリングをするものとする。

7　協会は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに協会に報告される体制になっていることを確認するものとする。

8　委託先は、協会の許諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データの全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。

9　協会は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。

10　協会は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第４項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第６章　雑則

（規程の細目及び運用）

第40条　この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第41条　この規程の改廃は、あらかじめ常任役員会で協議し、会長が行う。

附　則

1　この規程は、平成30年１月１日から施行する。ただし、第31条第２項第３号の受付時間については、平成30年２月１日から施行するものとし、それまでの間の受付時間については、９時から17時30分までとする。

2　この規程の施行に伴い、「個人情報の保護に関する規則」を同日付で廃止する。